

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）
整備事業（デザインビルド方式）に関する
実施方針

令和2年10月20日

神 戸 市

目 次

1. 事業の概要	1
1.1 事業内容に関する事項	1
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	2
2.1 民間事業者の募集及び選定の方法	2
2.2 募集・選定の手順及びスケジュール（予定）	2
2.3 応募に関する条件	3
2.4 実施方針に関する質疑等	6
3. 落札者の選定及び決定	8
3.1 審査の体制	8
3.2 選定方法	9
3.3 落札者の決定	9
3.4 結果及び評価の公表	9
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
4.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	9
4.2 提供される要求水準	9
4.3 事業者の責任の履行に関する事項	10
4.4 市による事業の実施状況のモニタリング	10
5. 公共施設等の立地並びに配置に関する事項	11
5.1 立地に関する事項	11
5.2 施設整備用地に関する事項	11
5.3 施設整備に関する事項	12
6. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
7.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
7.2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
7.3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	12
8. その他事業の実施に関し必要な事項	13
8.1 事業契約の締結	13
8.2 事業費の確保	13
8.3 情報公開及び情報提供	13
8.4 市からの提示資料の取扱い	13
8.5 入札に伴う費用負担	13
8.6 本事業に関する担当部署	13

1. 事業の概要

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業の名称

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（デザインビルド方式）

1.1.2 事業の目的

神戸市（以下「市」という。）では、磯上公園内における新体育館の整備に伴い、現在の磯上公園が有しているグラウンド機能をポートアイランドで確保することを計画している。

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（以下「本事業」という。）を実施する受注者（以下「選定事業者」という。）には、工事の設計・施工等に関する専門的な知識やノウハウ、事業のマネジメント力が求められる。

本事業においては、設計・施工・工事監理業務を一括して実施するデザインビルド方式を採用することにより、民間事業者の技術やノウハウを活かし、工事期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的とする。

1.1.3 事業概要

1) 事業の内容

選定事業者は、次の業務を行うものとする。

- ① 設計・計画通知等各種申請業務
- ② 工事業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他事業実施に必要な業務

(2) 事業期間等

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日から、令和4年3月末までとする。

ただし、設計・施工期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。工期は、本市の支払限度額を踏まえ、協議により合議した期間とする。

(3) 事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）によるものとする。

(4) 事業実施スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日程	内容
令和3年2月	仮契約締結
令和3年3月	市議会議決後、本契約締結
令和3年3月	本施設の設計・建設着手
令和4年3月	本施設の完成

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定の方法

受注者の決定手順については、入札資料の公表・公告時に必要な情報を開示するが、受注者の選定にあたっては、入札価格のほか、入札価格以外の要素(利用者の安全対策、維持管理の容易さ、工期短縮のために努力する事項、建設段階における周辺地域への配慮、地域の活性化、事業全体のマネジメント手法等)を加えて総合的に評価し落札者を決定する「総合評価落札方式」を採用する。

従って、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が入札説明書に記載する参加資格を有しておりかつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

2.2 募集・選定の手順及びスケジュール(予定)

本事業における事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
令和2年10月	実施方針の公表
令和2年11月	競争的対話の実施
令和2年12月	入札の公告及び入札説明書等の公表
令和2年12月	入札説明書等に関する質問等の受付
令和2年12月	参加表明書の提出受付締切
令和2年12月	参加資格審査の確認通知
令和3年1月	入札書及び提案書の提出受付締切
令和3年1月	提案内容に関するヒアリングの実施
令和3年1月	落札者の決定及び結果の公表
令和3年2月	仮契約締結
令和3年3月	市議会議決後、本契約締結

2.3 応募に関する条件

2.3.1 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、市の求める業務を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 入札参加者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成されるものとする。
- ③ 入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、構成企業について明らかにすることとする。
- ④ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 代表企業の選定

- ① 入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ② 代表企業は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細な内容については、募集の公告時に公表する事業契約書（案）による。

(3) その他

- ① 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。
- ② 選定された構成企業は、選定後、速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。

2.3.2 共通の参加資格要件

- ① 神戸市契約規則（以下「規則」という）第3条第1項に該当する者でないこと。
- ② 規則第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。

- ④ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- ⑤ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当しないこと。
- ⑥ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者に該当する者でないこと。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦ 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者に該当する者でないこと。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑧ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者に該当する者でないこと。
- ⑨ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者に該当する者でないこと。

2.3.3 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、施設の建設業務を行う者が施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

(1) 設計企業

- ① 令和 2・3 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 公告の日から参加表明書等の提出期限までの間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない）。
- ④ 当該設計業務に管理技術者 1 名及び担当技術者を 1 名以上配置できる者。
- ⑤ 同等規模の体育施設若しくは類似施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に元請けとして業務を完了したものに限る。

(2) 工事監理企業

- ① 資格者名簿に登録されていること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 同種工事（※）の設計又は工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に元請けとして業務を完了したものに限る。
※本事業における同種工事とは、同等規模の体育施設もしくは、類似施設の建築一式工事の施工実績をいう。

(3) 建設企業

- ① 資格者名簿に登録されていること。
- ② 建設業法第 3 条第 1 項に基づく土木一式工事および建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。
- ③ 同種工事（※）の元請としての施工実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に元請けとして業務を完了したものに限る。
- ④ 当該工事に、建設業法第 26 条第 4 項の規定に基づく監理技術者を専任で配置できる者。
※本事業における同種工事とは、同等規模の体育施設もしくは、類似施設の建築一式工事の施工実績をいう。

2.3.4 構成企業以外の企業への再委託

構成企業は、「1.1.3 事業概要 1) 事業の内容」のうち、「設計・計画等各種申請業務」、「工事業務」、「工事監理業務」については、業務の一部に限って構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には、事前に市の承諾を得るものとする。

なお、「工事業務」については、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

2.3.5 参加表明書の提出日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者が、参加表明書等の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 参加表明書等の提出日から落札者決定日までの間に、入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を

含む入札参加者は、原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認めた場合に限り、市の承認を条件として参加資格要件を欠く構成企業の変更ができるものとする（代表企業の変更は認めない）。

- ② 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結せず、又は契約の解除を行うことがある。これにより契約を締結せず、又は解除しても、市は一切責を負わない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合に限り、市の承認を条件として参加資格要件を欠く入札参加者の構成企業の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする（代表企業の変更は認めない）。

2.4 実施方針に関する質疑等

2.4.1 説明会の開催

(1) 実施方針に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針に関する説明会及び現地見学会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

(2) 開催日時

説明会：令和2年10月30日（金）13：30～14：30（予定）

現地見学会：同日 15:30～17:00（予定）

※説明会の会場等、詳細については、市から電子メールで申込者に通知する。

(3) 申込方法

申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「説明会及び現地見学会参加申込書」（様式1）により、必要事項を記入のうえ、神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課まで、電子メールでファイル添付により提出すること。なお、メールタイトルには、「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業 説明会・現地見学会申込」と明記すること。また、送信後には、電話にて受付の確認を行うこと。

- ・ 申込先：神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
- ・ 電子メール：portisland-g@office.city.kobe.lg.jp
- ・ 電話：078-322-5027（内線 6493）

(4) 申込期限

令和2年10月26日（月）午後5時

(5) 留意事項

- ・説明会の参加人数は、会場の都合上、1社につき3名までとする。現地説明会の参加人数は、この限りではない。
- ・説明用資料は配布しない。各自で市のホームページより各種資料をダウンロードし、印刷して持参すること。
- ・会場には、説明会・現地見学会用の駐車場を設けないため、近隣駐車場もしくは公共交通機関を利用すること。
- ・見学には、身分証明書を携行し、見学会中は企業名を記載した名札等を着用すること。
- ・会場、現地及び周辺道路では、禁煙とする。
- ・本事業への応募を検討するにあたり、カメラ等による写真撮影は可能とするが、一般歩行者等が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業の検討以外の目的では使用しないこと。

2.4.2 実施方針に関する質問の受付、質問及び回答の公表

応募しようとする事業者を対象に、実施方針に関して、質問を下記により受け付ける。

(1) 受付期間

令和2年10月20日（火）～10月26日（月）午後5時（必着）まで

(2) 提出方法

質問の内容及び意見を簡潔にまとめ、「実施方針に関する意見書・質問書」（様式2）に記入のうえ、神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課まで、電子メールでファイル添付により提出すること。なお、メールタイトルには、「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業 実施方針に関する質問」と明記すること。電子メールの送信後、電話にて受付の確認を行うこと。

- ・提出先：神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
- ・電子メール：portisland-g@office.city.kobe.lg.jp
- ・電話：078-322-5027（内線 6493）

(3) 回答の方法

質問に対する回答は、市のホームページで公表する。

2.4.3 競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的として、以下のとおり、入札公告前に競争的対話を実施する。

なお、競争的対話は、意見交換の場であり、対話の内容について約束されるものではない。

競争的対話に参加した者の企業名は公表しない。

(1) 開催日時

令和2年11月上旬（予定）

※具体的な日時、場所等、競争的対話に係る詳細については、市から電子メールで通知する。

※競争的対話の参加人数は、5名以内とする。

※競争的対話の申込が多数の場合は、上記の対話期間を延長する場合がある。

(2) 参加申込方法

競争的対話に参加を希望する企業は、申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「競争的対話への参加申込書」（様式3）により、必要事項を記入のうえ、神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課まで、電子メールでファイル添付により提出すること。なお、メールタイトルには、「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業競争的対話申込」と明記すること。また、送信後には、電話にて受付の確認を行うこと。

- ・提出先：神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
- ・電子メール：portisland-g@office.city.kobe.lg.jp
- ・電話：078-322-5027（内線 6493）

3. 落札者の選定及び決定

本事業は、入札手続において事業提案書類等の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

3.1 審査の体制

市は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、選定委員会を設置する。

応募者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合には、審査対象から除外する。

なお、民間事業者の募集、審査及び落札者の決定の過程において、応募者がいないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

3.2 選定方法

選定委員会において、募集の公告時に公表する落札者決定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準による。

なお、応募グループが1グループのみの場合であっても、募集は有効に成立するものとする。

3.3 落札者の決定

市は、3.2の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3.4 結果及び評価の公表

選定の結果については、応募グループの代表企業すべてに文書で通知し、併せて審査結果を市のホームページを通じて公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

4.1.1 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

4.1.2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別紙1に示す「リスク分担表」によることとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえて、募集の公告時に公表する事業契約書（案）において明らかにする。

なお、最終的なリスク分担については、事業契約書において明確にする。

4.1.3 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。

4.2 提供される要求水準

本事業において実施する業務の要求性能（以下「要求水準」という。）については、入札説明書に添付する要求水準書において提示する。

4.3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条により、契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。

4.4 市による事業の実施状況のモニタリング

4.4.1 モニタリングの実施

市は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。

4.4.2 モニタリングの時期及び内容

モニタリングの時期及び内容は、概ね次のとおりとする。ただし、別途市がモニタリングを必要とする場合においては、市の方法及び手段により実施するものとする。

(1) 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び総合業務計画書等を市に提出し、市は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

(2) 事前調査時

市は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、事業契約書及び要求水準書ならびに選定事業者の事業提案書類等（以下「事業契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

(3) 設計時

市は、基本設計及び実施設計完了時に、事業者から提出された図書について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

(4) 工事施工時

市は、事業者が行う工事着工、工事監理の状況について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。この際、事業者は、建築基準法に規定される工事管理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について市に報告する。

(5) 工事完成・施設引渡時

市は、完成した施設等が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

(6) その他

市は、上記のほか、事業契約書等に定められた事業実施に必要な業務等について、確認を行う。

4.4.3 モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

4.4.4 事業者に対する支払額の減額等

本市は、モニタリングの結果、本施設が事業契約書等に定める事項及び技術提案内容を満たしていないと判断した場合、事業契約書に定める手続きに従い、市は事業者に対して改善を指示し、事業者は再度の施工を行う。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。あわせて、工事成績評定点を減ずるとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

5. 公共施設等の立地並びに配置に関する事項

5.1 立地に関する事項

項目	内容
整備予定地	神戸市中央区港島南町3
用途地域	準工業地域
敷地面積	14,679.19㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%

5.2 施設整備用地に関する事項

施設整備用地は、事業者が無償で貸与する。貸与は建設着工時からとするが、事業者が事前に各種調査を行うことについて妨げるものではない。

事前調査を実施する際は、あらかじめ市と調整のうえ、実施すること。

また、貸与中は敷地の安全管理に努めることとし、施設整備以外の用に使用してはならない。

5.3 施設整備に関する事項

施設整備の概要は、以下のとおりである。なお、各項目の詳細については、募集の公告時に公表する入札説明書に添付する要求水準書によるものとする。

主な施設内容	(屋外) 人工芝グラウンド (105m×68m) ※予定、 人工芝グラウンド (アップ用) ※予定、防球ネット、 夜間照明設備 (ナイター設備、駐車場照明共)、 駐車場、駐輪場等
	(屋内) 更衣室、ロッカー、シャワー室、トイレ、救護室

6. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約書等の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の業務の履行状況が市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約書等で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、市は、事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が一定期間内に是正することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

7.2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難な場合は、事業者は契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

7.3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置については事業契約書で規定する。

その他、事業契約書で定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1 事業契約の締結

本事業の本契約に係る議案の神戸市議会への上程が必要な場合は、令和3年2月議会を予定している。

8.2 事業費の確保

本事業の事業費は、令和2年11月議会において確保する予定である。

8.3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

8.4 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

8.5 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

8.6 本事業に関する担当部署

名 称	神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
所 在 地	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館17階）
電 話 番 号	078-322-5027（内線 6493）
電子メールアドレス	portisland-g@office.city.kobe.lg.jp
ホームページアドレス	http://www.city.kobe.lg.jp/a41153/business/contract/ippankyoso/portisland_g.html

別紙1 リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
一般	提供した情報リスク	入札説明書等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
		現況図面等と現況との齟齬に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	注1	注1	
		上記以外の市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者（落札者）の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用に関するもの		○	
	制度関連 リスク	政治・行政 リスク	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中 断・中止	○	
			本事業に直接関係する根拠法令変更、新たな規制法の成 立	○	
		法令変更 リスク	上記以外の法令の変更		○
			市の事由による事業者の許認可取得遅延	○	
		許認可 リスク	上記以外の事由で事業者の必要な許認可の取得が遅延 または取得できなかった場合		○
			本事業に直接的影響を及ぼす税制度の新設・変更に関す るもの	○	
	税制度 リスク	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの		○	
		住民対応 リスク	施設等の設置、本事業の推進そのものに対する住民反対 運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
	上記以外の事由に関する住民反対運動・訴訟・要望等 に関するもの			○	
	第三者賠償 リスク		市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の 賠償	○	
		上記以外で、事業者の責めに帰すべき事由により第三者 に与えた損害の賠償		○	
	環境問題 リスク	調査・設計・建設・解体等による騒音・振動・地盤沈下、 大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○	
		債務不履行リスク	市の債務不履行による中断・中止	○	
	事業者の債務不履行による中断・中止			○	
不可抗力リスク	天災、暴動的自然的又は人為的な事象のうち、通常の見 見可能な範囲を超えるもの	○ 注2	△ 注2		
施設 整備	発注者責任リスク	市の指示の不備、変更による契約内容の変更	○		
		事業者の指示・判断の不備、変更による契約内容の変更		○	
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○		
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○	
	用地の確保リスク	事業用地以外で事業に必要な、進入路や資材置き場等の 確保に関するもの		○	
	用地の瑕疵リスク	土壌汚染、地質障害・地中障害物に関するもの	注3	注3	
		市が提供した資料で、事前に把握することができない用 地の瑕疵に関するもの	○		
		上記以外の用地の瑕疵に関するもの		○	
	工期変更 (工事遅延) リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき事由による工期変更、 引渡し遅延	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅 延		○	
	建設コスト (工事費増大) リスク	市の指示及び市の責めに帰すべき事由による工事費の 増大	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増大		○	
建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの	注4	注4		

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
第三者の使用に伴うリスク	請負人の使用に関するもの		○
要求水準未達成リスク	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不正確・施工不良に関するもの		○
支払遅延・不能リスク	施設整備費の支払いの遅延・不能に関するもの	○	
施設損傷リスク	引き渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
契約不履行責任リスク	要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク		○
	事業者が新設した施設についての契約不適合		○
工事中の中止リスク	市の指示による工事中の中止	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事中の中止		○
安全管理リスク	建設・解体工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○

※○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者 △：従たるリスクの負担者

注1) 市議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった費用は、それぞれの負担とする。

注2) 不可抗力の理由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は第三者に損害が発生し、市又は事業者においてその第三者に対して責任を負う場合は、一定の金額までを事業者の負担とし、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書に定める。

注3) 事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、市は当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者による事前調査の不備、謝りがあり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合は、事業者が負担するものとする。

注4) 建設物価変動率で一定調整する。詳細は事業契約書に定める。